

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第6号

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例

聖籠町手数料条例（平成12年聖籠町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の再交付	1件につき 2,500円
前各号以外の証明又は経由文書で町長の認証を要するもの	1件につき 200円

」

を

「

母体保護法施行令第5条の規定に基づく受胎調節実地指導員の標識の再交付	1件につき 2,500円
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1件につき 24,700円 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が規則で定める同一の事業所における地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業との一体的な運営（以下「地域密着型サービス事業等の一体的運営」という。）をしようとする場合 1件につき 8,700円
介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（当該更新に係る地域密着型サービス事業についての地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、同法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を同時にする場合に係るものを除く。）	1件につき 8,700円

介護保険法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1件につき 24,700円
介護保険法第79条の2第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 8,700円
介護保険法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査（当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業についての地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、同法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合に係るものを除く。）	(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1件につき 24,700円 (2) 指定地域密着型サービス事業者が地域密着型サービス事業等の一体的運営をしようとする場合 1件につき 8,700円
介護保険法第115条の21において読み替えて準用する同法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査（当該更新に係る地域密着型介護予防サービス事業についての地域密着型サービス事業等の一体的運営をするため、同法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の申請を同時にする場合又は地域密着型サービス事業者等の一体的運営をする指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該更新に係る地域密着型介護予防サービス事業との地域密着型サービス事業等の一体的運営をする地域密着型サービス事業についての同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請を同時にする場合に係るものを除く。）	1件につき 8,700円
前各号以外の証明又は経由文書で町長の認証を要するもの	1件につき 200円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。